

ファイナンシャルプランナーが考えた

# 「おもしろミニ保険大賞」 コンテストのご案内

日本少額短期保険協会

# ファイナンシャルプランナーが考えた 「おもしろミニ保険大賞」コンテストとは？

ファイナンシャルプランナーの皆さまの専門的知見から  
考えていただいた「ありそうでなかった」、  
「あったらいいな」と思う少額短期保険のアイデアを  
ご応募いただく企画です。

本コンテストは2015年から日本少額短期保険協会が開催している「**少額短期保険（ミニ）の日記念イベント**」で毎年発表している名物企画「おもしろミニ保険大賞コンテスト」を発展させた企画です。  
専門性を有するファイナンシャルプランナーの皆様から、保険のアイデアをを応募いただき優秀賞を決めるコンテストとして実施するものです。

# 少額短期保険とは？

2006年4月に施行された**改正保険業法**において成立した新しい保険です。

## 保険金額と保険期間

保険種類	1被保険者について引受ける保険金額の上限	保険期間の上限
生命保険	300万以下	生命保険 医療保険・・・1年以内
医療保険	80万以下	
重度障害保険	300万以下	
特定重度障害保険	600万以下	
傷害死亡保険	300万以下	損害保険・・・2年以内
損害保険	1,000万以下	
低発生率保険	1,000万以下	

「少額」で「短期」という特長をわかりやすく消費者に伝える工夫やA I・エンデベッド型保険などの最新技術を活用するなど、消費者が「あったらいいな」と感じる保険を商品化してきました。

少額短期保険各社の商品は少額短期保険協会ホームページよりご覧いただけます。

# 少額短期保険（ミニ保険）の日 記念イベントとは？

少額短期保険は少額かつ短期間の保険を専門に扱う新しい保険業態で、「ミニ保険」とも呼ばれています。消費者の皆様により身近に少額短期保険を知っていただくことを目的として「ミニ」との語呂合わせから**3月2日**を記念日登録し、毎年同日に業界挙げてのイベントを実施してきました。2025年は3月7日（金）に開催いたします。

## 過去のイベント企画

おもしろミニ保険大賞コンテスト



少額短期保険大賞



ゲスト講師によるご講演



パネルディスカッション



# おもしろミニ保険大賞コンテストとの違い

## ファイナンシャルプランナーが考えたおもしろミニ保険コンテスト

応募はファイナンシャルプランナーの方のみに限定。  
優秀賞は1作品のみ。選定は少額短期保険会社による投票で決定。おもしろミニ保険大賞と比較し、詳細な商品アイデアが求められます。

ファイナンシャルプランナーの方  
限定

## おもしろミニ保険大賞コンテスト

一般消費者の方なら、どなたでも申込可能。「ありそうでなかった」「あったらいいな」というアイデアであれば、どんなアイデアでも応募可能。

誰でも応募可能

## 選考のポイント

- ✔ 公益性のある保険商品として相応しいか
- ✔ 実現性
- ✔ 斬新性
- ✔ 消費者に受け入れられるか（ターゲットやニーズの想定）

ファイナンシャルプランナーの皆さまからご応募いただく  
アイデアのヒントとして、公益性と実現性を両立した保険であること。  
加えて斬新さ（これまでの保険ではなかった）が備わっており、  
マーケットやターゲットなどが明確であればベストです。

# 選考のプロセス

## 応募締切

2025年2月2日

所定のエントリーシートをご記入いただき、

[info@shougakutanki.org](mailto:info@shougakutanki.org)

までご返信ください。

※お一人様何通でも応募可能です。



## 選考

2025年2月中旬頃

少額短期保険各社による投票（1社1票）

※投票の際にはお名前はふせさせていただきます。



## 最優秀賞発表

2025年3月7日

2025年3月7日開催の少額短期保険の日記念イベントにて、最優秀賞の発表。

# 過去の最優秀作品①

## 仕事を続けながら介護をする人を応援する保険

親族が要介護認定されると、その契約者である子どもが保険金を受け取ることができる。

ただし、保険金の受け取り条件は就労が条件。という変わった要件が入ってくる。

離職を防ぐのだから、離職をすると保険金の支給が終わってわってしまうか、減額された一時金を受け取ることができる。

付帯サービスは、介護離職相談などのNPOとの連携による相談サービス。介護についてのセミナーなど。サポートを充実した付帯サービスを付けることができる。

## アイデアの狙い

年間10万人の人が介護を理由に離職しています。しかし、介護離職というのは共倒れになる危険性を孕んでいます。

また、自分の老後資金を貯めることができないし、年金も少なくなり、自分の老後破綻を招く可能性もあります。そこで、介護離職をしないための保険です。介護のために優秀な社員がやめていくのは、企業にとっても本人にとってもマイナスになります。企業が社員のために備える保険という位置づけもできると考えます。

## 主要ターゲット

厚生労働省「雇用動向調査」によると、男性は50～54歳が多く、女性は60～64歳が最も多くなっています。ただ40代の介護離職もあるので、それに備えます。

企業が優秀な人材が、介護離職によって退職をするというリスクを回避する保険なので、団体保険のような感じでの販売ができればと考えます。つまり、人材確保のための保険になります。

## 保険料と保険金例

保険期間を65歳に設定することで、保険料を安めにできるのでは？

保険金額は、要介護になった場合には毎月2～3万円。

保険料は、年齢により月額1000円～3000円

やむを得ず介護離職した場合には、減額をした一時金を給付

【保険金受取り】

親族が要介護2以上。保険期間：65歳



# 過去の最優秀作品②

## 自動車免許返納後の 通院費用保険

主契約は定期保険。特約で、満期金付き通院費用補償。自動車免許返納後に病院へ通院をするたびに、通院費用補償が支払われます。距離によって、往復5000円、1万円、2万円などを設定。外来通院の領収書をスマホで写真を撮って送ることで請求し、3営業日以内に給付金が支払われます。満期金が年間の請求上限。満期金の運用利率が高ければ少しプラスになる。

## アイデアの狙い

昨年から89歳の父の透析が始まり、週3日病院が用意したバスに乗って隣町へ通院しています。免許返納を予定しているものの、今はまだ近くなら運転して出かけています。病院は車で片道40分程度かかり、診察や処置などを受けた帰りも運転して帰るのは心配なのと、医師の説明を理解しきれないこともあるので、兄弟が交代で仕事を休んでドライバーを務めています。中には子供がいないか、いても頼れない人もいます。自治体で異なるとはいえ、免許を返納しても大した補助がなく、バスは市内の移動専用で、市外の病院への通院には利用できません。超高齢社会において、社会問題でもあります。福祉で足りない部分を補うサービスとして、免許返納高齢者の通院時に給付金があり、タクシー代に充てられる保険は重要です。

## 主要ターゲット

自分や親の老後や通院リスクを自覚する40代～65歳。

## 保険料と保険金例

保険金額100万～300万円。満期金付き通院費用補償特約は5～50万円から選択。保険料は、保障額や満期金額、年齢、性別で異なる。高くても1万円程度。

【保険金受取り】

主契約（定期保険）：死亡・高度障害・要介護4以上

特約（満期金付き通院費用補償）：自動車免許返納後に病院へ通院時。請求がなかった場合は、1年ごとに満期金を受け取れ、請求があっても、満期金との差額分があれば受け取れる。

# 過去の最優秀作品③

## 結婚生活のあれこれに備える 保険

婚約をして結婚をする際には、結婚契約書の作成や、FPにライフプランを作成してもらうなど、サービスを受けます（自己負担あり）。

特典が2つあり、1つは「家庭生活ヘルプコール」（料理、お付き合い関係、家事、育児、医療、メンタル、法律、マネー、愚痴聞きなど）で各種無料相談を利用できます。

もう1つの特典は、結婚記念日に人間ドックを割引で受けられることです。

しっかり相談を受けたい場合は、弁護士、税理士、FP、カウンセラーなどの相談メニューもあり、一部負担はあるものの、いつでも専門家にアクセスできる体制が整っているのは、安心につながります。

## アイデアの狙い

政府は異次元の少子化対策を進めていますが、その入り口である結婚でつまづく夫婦も少なくありません。婚姻件数59.9万件に対し、離婚件数20.9万件（2019年度、厚生労働省データ）と、1/3が離婚するものの、2/3は結婚生活を維持していることになります。結婚を続ける夫婦には続けるための情報や相談機会が得られます。万が一、配偶者に浮気や浪費など問題が発生したときは、結婚生活を続ける前提でカウンセリングを受けることもでき、それでも改善しない場合は、離婚を選択するという順番で考えていけます。離婚をする際にも、財産分与もなく、養育費ももらえないような不利な協議離婚をして、子供を抱えて貧困化するのではなく、しっかり調停離婚をすることで、正当な権利が保証される形で離婚ができます。離婚前に気軽に弁護士相談ができれば、離婚での失敗も避けられます。

## 主要ターゲット

20代～50代男女（婚約中または婚姻中）

## 保険料と保険金例

各種相談費用保険（弁護士、税理士、FP等） 最高10万円＊  
カウンセリング費用等保険 最高20万円＊  
弁護士費用等保険 最高100万円（結婚契約、離婚調停）＊  
＊一部自己負担あり  
保険料：夫婦で1000円

# 賞品



ギフトカード5万円



記念トロフィー  
(画像はイメージになります)

**応募締切：2025年2月2日（日）**

**エントリーシート送付先：[info@syougakutanki.org](mailto:info@syougakutanki.org)**

**ご不明な点がございましたら、  
業務推進部 杉本／岡崎／杵渕まで  
お問い合わせください。**

**多くの皆さまからの応募をお待ちしております**